

総合所見

(1) 全体所見

2 本立ての監査制度を導入して 5 年目の監査になりました。昨年度は環境基本計画が改定作業中であったため「取り組み状況監査」のみ実施しましたが、今年度は一昨年同様「環境基本計画目標達成状況監査」も実施しました。

全体的には今年も多くの優良事例がピックアップされ、省エネや紙使用の削減、職場研修といった、どの職場でも取り組み可能な優良事例が多数見られました。一方で本来業務と結びついた取り組み事例は限られたものとなりました。エコオフィスの取り組みのみが環境マネジメントシステムの対象でないこと、間接部門であっても本来業務への展開が可能なことを職員研修等で周知徹底するとともに、本来業務上の取り組みの発掘方法について、監査員の皆様にも研修を通じてより一層習得していただけるような工夫が必要と思います。

(2) 環境基本計画目標達成状況

環境基本計画目標達成状況監査では、一昨年同様各担当課から丁寧な説明をしていただきました。全 37 項目のうち 21 項目で平成 27 年度の目標値を達成しており、達成状況を評価できない項目を除いた目標達成率は 72%となっていました。このことから、環境基本計画に示された施策の多くは順調に実施されていると評価できます。

行政の取り組みに関しては、今後平成 32 年度の計画目標達成をより確実にするためには、管理単位を出来るだけ小さくすることが望ましいと言えます。例えば市の施設から排出される温室効果ガスの削減に代表されるように、施設ごとに個別に目標を設定することや設備更新計画を立案することが考えられます。今回の監査において、施設管理を担当する部署からは総じて、施設改修や設備更新の際の省エネなどの配慮に前向きな回答をいただきましたので、今後事務局（環境保全課）が国の補助金等の情報を提供する等、担当部署を積極的に支援していくことを期待します。

一方市民・事業者の取り組みに関しては、廃棄物減量や自然環境との共生分野を中心に、その取り組みの重要性が一層増しています。市民が高い意識を持ち、マナーを守ることがごみの減量・適切な処理や自然生態系の維持・保全につながります。市広報や SNS 等多様なコミュニケーション手段を活用し、自治会や学校などさまざまなルート・人脈を通じて工夫して働きかけを強めていただきたいと思います。

(3) 環境配慮行動の取り組み状況

環境配慮行動の取組状況については、事前書面調査票をみると、ほとんどの職場で良好な状況が確認できました。事前書面調査票の記入も充実したもので、真摯に取り組んでいただいていることがうかがえます。

その一方で「独自の環境配慮・環境施策」がエコオフィスの記述にとどまっているケースが多くありましたが、現場監査で事前書面調査票に記載されていない本来業務への展開事例を発見した例もあったため、事前書面調査票の記入例の充実が必要と思われます。また、評価欄の◎と○の判断にばらつきがあり、自己評価の厳しい職場もあれば、甘い職場もあったため、調査票をみる監査員への研修の充実が必要と思われます。さらに、多くの職場では、独自の環境配慮・環境施策について行動目標を掲げていましたが、取り組みを数値目標に置き換えるなど、改善の余

地があるように思いました。達成状況を把握・評価し、より効果的な活動に発展していく、数値目標の設定を期待します。

今回の監査では、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、独自の目標、環境配慮契約法（電力）に関する取り組みを重点的に確認しました。◎評価については、課の独自性のある取り組み、水平展開できると良い取り組みの2つの視点から評価しました。特に水平展開できると良い取り組みは、積極的に参考・工夫していただき、職場内の環境配慮が波及していくことを期待しています。